

交通違反・交通事故

例えば小さな不注意でも、交通事故は私たちが容易に犯罪者にしてしまいます。

飲酒運転による人身事故が原則免職なのは当然ですが、無免許（免許失効等含む）や速度超過（超過速度25km/h以上）における死亡事故も原則免職です。

疲れやストレスを感じている時、寝不足の時、飲み会の翌日など、本当に運転して大丈夫か、「危険だという自覚がないことが危険だ」と考えてみる必要があります。

1 不祥事の事例

事例1 教員Aは、大学の同窓会に参加。終電の時間が過ぎて困っていたところに、友人から「車で来たから、今日は乾杯の1杯しか飲んでいない。酔っていないから車で送るよ」と誘われ、「1杯なら大丈夫だろう」と送ってもらうことにした。

事例2 教員Bは、自宅から最寄り駅まで自転車で通勤していた。学校の歓送迎会でお酒を飲んだ帰り、いつもどおり自転車に乗ってふらふらになりながら帰宅している途中、酒酔い運転で逮捕された。

事例3 教員Cは、入学試験の準備で多忙のため、運転免許の更新を失念した。しかし、勤務先の学校は車がないと通勤が大変な立地だったため、仕事が落ち着くまでのちょっとした間だけならバレないだろうと思い、自家用車通勤を続けた。

2 考えてみよう

- ① 出勤時は、時間に余裕をもって家を出ていますか。
- ② 自転車や自動車を近々運転する方に飲酒を勧めたりしていませんか。
- ③ 飲酒運転に同乗した者、飲酒運転になると知りながら運転者に酒を勧めた者も行政処分の対象であることを理解していますか。
- ④ 飲酒した翌日でも、飲酒の量や本人の体調によってはアルコールの成分が体内に残り、酒気帯び運転になる場合があることを理解していますか。
- ⑤ 自分の運転技術を過信していませんか。
- ⑥ 先を急がず、相手に譲る気持ちを常に持っていますか。
- ⑦ 運転中に、携帯電話、スマートフォン、カーナビなど運転以外に気を取られることはないですか。
- ⑧ 交差点の一時停止では、確実に停止し、左右の安全確認を目視により十分に行っていますか。
- ⑨ 交通事故を起こした時にどのような対応をしたらよいのか理解していますか。
- ⑩ たとえ一口でも「飲んだら絶対に運転しない」という強い意識を持っていますか。
- ⑪ 飲酒は、運転に不可欠な認知、判断能力を低下させることを理解していますか。
- ⑫ 飲酒運転の人身事故は、他の人身事故（業務上過失致死傷罪）とは異なり、危険運転致死傷罪が適用される場合があることを理解していますか。
- ⑬ 酒気帯び運転・飲酒運転は、事故を起こさなくても、刑事処分、行政処分の対象であることを理解していますか。
- ⑭ 右折、左折時に、歩行者、自転車等の巻き込み運転事故に気をつけていますか。
- ⑮ 運転免許証が失効・停止しているにもかかわらず、自動車等を運転していませんか。
- ⑯ 自転車を運転する際は、自転車損害保険に加入していますか。
(平成30年4月から「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」により義務化)

3 近年の主な道路交通法の改正

携帯電話使用等対策の推進を図るための規定の整備（R1.12.1 施行）

自動車又は原動機付自転車の運転中にスマートフォン等の使用や画像注視をした場合
→最大1年以下の懲役または最大30万円以下の罰金

妨害運転（「あおり運転」）に対する罰則の創設（R2.6.30 施行）

他の車両等の通行を妨害する目的で急ブレーキ禁止違反や車間距離不保持等の違反を行った場合
→最大5年以下の懲役または最大100万円以下の罰金、免許の取り消し

自転車の危険な運転に関する罰則規定の整備（R6.11.1 施行）

自転車の運転中にスマートフォン等の使用や画像注視をした場合

→最大1年以下の懲役または30万円以下の罰金

自転車の飲酒運転をした場合

（酒気帯び運転）→3年以下の懲役または50万円以下の罰金

（酒酔い運転）→5年以下の懲役または100万円以下の罰金（従前から変更なし）

※ 自転車の酒気帯び運転をほう助（飲酒を勧める等）した者にも罰則が適用になります。

4 問われる責任

- | | |
|------------------------------|---------------------|
| (1) 行政上の責任・・・懲戒処分（免職等）・免許取消等 | (2) 刑事上の責任・・・懲役、罰金等 |
| (3) 民事上の責任・・・損害賠償等 | (4) 社会的な責任・・・報道等 |

【参考】

懲戒処分の基準 第2 3 交通事故・交通法規違反関係

(1) 酒酔い運転及び酒気帯び運転での交通事故

ア 酒酔い運転又は酒気帯び運転で人を死亡させ、又は傷害を負わせた職員は、免職とする。

イ 酒酔い運転又は酒気帯び運転で他人の財産等に損害を与えた職員は、免職又は停職とする。

(2) 無免許運転での交通事故（略）

(3) 速度違反（超過速度25km/h以上）での交通事故（略）

(4) その他の法規違反による交通事故（略）

(5) 交通法規違反

ア 酒酔い運転又は酒気帯び運転をした職員は、免職又は停職とする。

イ ア以外の悪質な交通法規違反をした職員は、停職、減給又は戒告とする。

(6) 飲酒を勧める行為・飲酒運転車両への同乗

ア 酒酔い運転又は酒気帯び運転となることを知りながら飲酒を勧めた職員は、免職又は停職とする。

イ 酒酔い運転又は酒気帯び運転であることを知りながら同乗した職員は、停職又は減給とする。

ウ ア又はイの場合で、飲酒を勧めた職員又は同乗した職員が飲酒運転をした者を管理監督する職にあるときは、処分を加重する。

道路交通法 第65条 酒気帯び運転等の禁止

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律

※ 飲酒運転等の悪質・危険な運転により死傷事故を起こした場合に適用する法律として平成25年に整備された。

～万一、交通事故を起こしてしまったら～

突然、交通事故の加害者になってしまったら、誰しも慌ててしまいます。以下のストーリーを読み、交通事故を起こしてしまったときの対処について考えましょう。



しまった!

暗くなる前に帰れば良かった、スピードを落とせば良かった、もっと運転に集中すれば良かった…と悔やんでも、もう遅い。

どうしよう。頭が真っ白だ。

そして、パニックに陥った。

逮捕、報道、懲戒処分、損害賠償、公務員の信用失墜、キャリアに傷が ……怖い。

でも、暗くてよく見えない。ただの障害物なのかもしれない。

…このまま立ち去ってしまえば、もしかしたら何事もなく生活が送れるのではないか。

鼻からゆっくり息を吸って、

ふうーっと長い息を吐いた。

車を止めた。周囲を確認して負傷者に出来る限りの救護をし、救急車を呼んだ。

警察に連絡した。管理職にも連絡を入れた。



その後、懲戒処分も受けたし、多くの人に迷惑をかけた。被害者の方へ償いもしている。

しかし、あの時、**最悪の判断をしなくて本当に良かった。**

もし必要な措置をせずに現場から立ち去った場合には、たとえ相手方が軽傷だとしても救護義務違反（ひき逃げ）に当たり、重い処分となります。

日頃から安全運転に加え、いざという時にパニックにならないよう、事故を起こしてしまったときの対応について、心構えをしておくことが大切です。

参考「安全運転私の誓い」— 公務員としての安全運転行動指針 —

